

ウェブサイト公募型オープンカウンタについて

本件は、見積合わせにより契約者の決定を行います。見積合わせの結果につきましては、落札者及び落札金額を皆様にお知らせいたします。

ご提出頂いた見積のうち、最も安価な金額を提示して頂いた方にのみ契約決定のご連絡をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

本件の見積合わせにご参加頂けます場合は、以下の日時までに見積書をご提出頂きますようお願いいたします。

見積書のご提出につきましては、原則、登録のメールアドレスから、下記見積提出先アドレスへのEメールで受け付けます。ファイル形式は pdf を推奨します。登録のメールアドレス以外から提出いただいた場合には、確認の連絡を差し上げる場合があります。

【見積書提出期限】 令和8年3月19日15時

※令和6年4月より見積書は電子の提出で完了できるようになりました。

※見積書の押印省略も可能になりました。

※従来どおり押印した紙の見積書も有効です。

※見積書に係るご参考：

宛先は「名古屋市交通局長」、件名を記載、ご登録の代表の方の役職氏名を記載
日付は提出日を記載

※別添「電子契約について」もご確認お願いいたします。

契約担当課 交通局営業本部企画財務部会計課 名古屋市役所西庁舎2階
(TEL)

052-972-3844・3845

(見積提出先アドレス)

kaikeika.mitsumori@tbcn.city.nagoya.lg.jp

フライホイール、プレッシャプレートの修理 仕様書

1 目 的

本仕様書は、名古屋市交通局（以下「発注者」という。）のバス車両に使用するフライホイール及びプレッシャプレートの修理を契約業者（以下「受注者」という。）が実施するに際し、必要な事項を定めるもの。

2 業務内容

フライホイール及びプレッシャプレートのクラッチ面の平面研磨

- （1） 車両メーカー（いすゞ、日野、三菱）整備基準に基づいて修理すること。
- （2） 仕様書及び車両メーカー整備基準に明記されていない事項で、修理に必要なことは発注者と受注者で協議の上、実施すること。

3 予定数量

明細書のとおり。

4 履行場所

「履行場所一覧」（別紙1）のとおり。

5 修理依頼及び搬出・納入

受注者は、発注者より FAX または電話にて修理依頼を受けたら、履行場所にて修理依頼品を受領し搬出する。納入は原則 14 日以内とし、納入時に修理内容、車号及び金額が記載してある作業内訳書（代替として納品書可）を提出すること。搬出、納入に要する費用は受注者の負担とする。

6 保 証

保証期間は、使用開始日から 6 か月とし、この期間内に修理の過失によって不具合を生じた場合は、受注者が無償で修理しなければならない。

7 事前準備

- （1） 受注者は、本委託作業にあたって必要な機械器具を準備するものとする。
- （2） 受注者は、本契約締結後、発注者と十分な打ち合わせを行い、遅滞なく本委託契約を履行できるよう準備しなければならない。

8 検査・支払方法等

- (1) 本委託契約の支払いは、履行月末をもって精算する。
- (2) 受注者は当該月の業務完了後、すみやかに発注者へ「業務完了届」(別紙2)を提出して、提出日から起算して10日以内に検査員の検査を受けること。
- (3) 上記検査が終わったら、受注者はすみやかに発注者に請求書を提出すること。委託代金は、検査後、受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- (4) 履行の遅滞その他債務不履行の場合において遅延利息、違約金その他損害金が発生する場合がある。名古屋市交通局契約規程(交通局ウェブサイト「入札・契約情報」に公表)第39条、第51条、第52条の2他の規定による。

9 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

10 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項または疑義を生じた場合は、その都度発注者と受注者は協議し、これを処理するものとする。

11 その他

- (1) 本業務委託の監督員は、発注者より別途通知するものとする。
- (2) 受注者は、業務代理人を定めたときは、業務代理人届を発注者に提出すること。
- (3) この契約の履行に当たり、別添「妨害又は不当要求に対する届出義務」「情報取扱注意項目」「障害者差別解消に関する特記事項」「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

フライホイール、プレッシャプレートの修理 明細書

名古屋市交通局
自動車車両課

整理番号	項目	エンジン型式	予定数量	単位	単価	金額
1	フライホイール修理	6HK1-TCC	30	個		
2	フライホイール修理	MD92TJ	4	個		
3	フライホイール修理	J08E-1M	5	個		
4	プレッシャプレート修理	6HK1-TCC	60	個		
5	プレッシャプレート修理	MD92TJ	10	個		
6	プレッシャプレート修理	J08E-1M	5	個		
合計						
消費税及び地方消費税額(10%)						
総計						

履行場所一覧

(別紙1)

No	営業所名	所在地	連絡先
1	浄心営業所整備担当	名古屋市西区浄心町一丁目1番6号	052-521-8995
2	楠営業所整備担当	名古屋市北区玄馬町231番地	052-901-7433
3	如意営業所整備担当	名古屋市北区丸新町347番地	052-901-1751
4	中川営業所整備担当	名古屋市中川区法華二丁目98番地の1	052-351-8570
5	稲西営業所整備担当	名古屋市中村区稲西町171番地	052-412-6383
6	港明営業所整備担当	名古屋市港区港明一丁目11番7号	052-654-0083
7	鳴尾営業所整備担当	名古屋市南区上浜町40番地	052-611-4446
8	緑営業所整備担当	名古屋市緑区兵庫一丁目301番地	052-876-9826
9	野並営業所整備担当	名古屋市天白区相川一丁目1番地	052-896-5389
10	猪高営業所整備担当	名古屋市名東区平和が丘一丁目44番地	052-772-2108
11	御器所営業所整備担当	名古屋市昭和区御器所通三丁目12番地	052-842-4685
12	大森営業所整備担当	名古屋市守山区脇田町1801番地	052-798-1613
13	自動車車両課車庫担当	名古屋市中川区法華二丁目98番地の1	052-351-8580

業務完了届

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市交通局長

受注者 (住所)

(氏名)

次のとおり業務が完了しましたので届出します。

件名	フライホイール、プレッシャプレート <small>の</small> 修理(月分)
履行場所	
当月執行金額 (税込)	¥
履行期間	令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月 31日
完了年月日	令和 年 月 日
特記事項	

妨害または不当要求に対する届出義務

(妨害または不当要求に対する届出義務)

第1 受注者は、契約の履行にあたって暴力団または暴力団員等から、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）または不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにもかかわらず、これを要求し、またはその要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合には当局へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

第2 受注者が第1に規定する妨害もしくは不当要求を受けたにもかかわらず、第1の報告または被害届の提出を行わなかった場合には、競争入札による契約または随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。）の取扱いを伴

う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起らないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 受注者は、本契約の履行の際に、貨物自動車を使用する場合は、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、車種規制非適合車の使用抑制等に努めるものとする。

参考 愛知県ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/index.html>